

平成 21 年 12 月 4 日

各 位

みずほ証券株式会社

## 東京証券取引所に対する損害賠償請求訴訟の第一審判決に関するお知らせ

本日、みずほ証券株式会社（以下「当社」）が株式会社東京証券取引所（以下「東証」）に対して提起しておりました損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」）に関して第一審判決（以下「本判決」）が言い渡されましたので、ここにお知らせ致します。

### 記

#### 1. これまでの経緯

- 平成 17 年 12 月 8 日 当社が、ジェイコム株式会社（2462）株式に係る委託売り注文を執行する際、「1 株 610,000 円」の売り注文を、誤って「610,000 株 1 円」の売り注文と入力して、東証に発注。  
当社は、直ちに誤発注であることに気付き、複数回にわたり取消注文を適切に行ったものの、東証は、株式売買システムの不具合により取消注文に従った取消処理を行わず、取消注文以降も約定を成立させ続けたため、最終的に当社に約 407 億円の売却損が発生。
- 平成 18 年 3 月～8 月 当社と東証で損失分担協議。進展なし。
- 平成 18 年 10 月 27 日 東証に対し、上記売却損（約 407 億円）のうち取消注文以降に生じた損失及びその他諸費用（合計約 415 億円）の損害賠償を求めて東京地方裁判所に本訴訟を提起。
- 平成 21 年 12 月 4 日 東京地方裁判所にて判決言渡し。

#### 2. 判決の内容

東京地方裁判所は、東証に対し、当社へ 107 億 1212 万 8508 円並びに内 105 億 1212 万 8508 円に対する平成 17 年 12 月 8 日から平成 18 年 9 月 15 日まで年 5 分及び同月 16 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員並びに内 2 億円に対する平成 17 年 12 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うように命じました（なお、本判決には、仮執行宣言が付されています）。

#### 3. 今後の見通し等

今後の対応につきましては、判決内容をよく精査し、訴訟代理人とも慎重に協議のうえ決定致します。

なお、当期以降の業績への影響等につきましては、現時点において未確定であります。既に平成 18 年 3 月期決算で会計上の処理を完了しておりますので、当社請求が認められなかった部分が、当期以降の決算期において新たに損失として計上されることはありません。

以上